

令和 5 年 6 月 27 日現在

機関番号：16401

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01000

研究課題名（和文）日本僧侶の日記に見える唐宋時代の公私文書に関する史料学的研究

研究課題名（英文）Documents in Tang and Song China

研究代表者

遠藤 隆俊（ENDO, TAKATOSHI）

高知大学・教育研究部人文社会科学系教育学部門・教授

研究者番号：00261561

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,500,000円

研究成果の概要（和文）：唐朝に渡った円仁『入唐求法巡礼行記』と宋朝に渡った成尋『參天台五台山記』の文書史料を分析し、その違いを考察した。その結果、円仁は個人の資格で中国を巡礼し、成尋は国家使節の待遇で中国を巡礼したことが判明し、文書の形式や内容、やりとりにもその違いが表れていることが分かった。具体的に、円仁はほぼすべて個人の力で文書の申請、受領を行い、地方官庁に出向いた。文書の内容も、個人の身分で旅行をするというものであった。それに対して、成尋文書のほとんどは、中国の寺院が成尋に代わって官庁とやりとりをし、内容も皇帝の勅許を得て国家使節として中国国内を巡礼する内容である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまで日本僧侶の文書は、個別の分析に終始していたが、時代の異なる文書を比較して分析することが少なかった。その点で、今回の研究は東大の円仁文書と宋代の成尋文書を比較し、その違いに光を当てて分析した点に大きな学術的な意義がある。また仏教は日本の社会に大きな影響があり、古代中世の日本僧侶がどのように中国で学んだかを、通行文書の側面から明らかにすることができたのは、学術のみならず社会的にも大きな意義がある。

研究成果の概要（英文）： In this research I analyzed two records written by two Japanese monks: Ennin's "Pilgrimage to Tang Dynasty China in Search of Buddhism" and Jojin's "Pilgrimage to Tendai and Five Mountains" in the Song dynasty. In these records there are a lot of historical materials that Chinese government issued to these two monks. Since Ennin made his pilgrimage to China in his personal capacity, while Jojin made his pilgrimage as an envoy of Japanese Government, there are many differences between two materials in the form and content of the documents as well as in their interactions. Ennin applied for and received documents almost entirely on his own, and the contents of the documents also involved traveling under his personal identity. In contrast, most of the Jojin documents were written by Chinese temples on behalf of Jojin, and the content of the documents was that he made pilgrimages in China as a state envoy with the emperor's authorization.

研究分野：東洋史学

キーワード：円仁 入唐求法巡礼行記 成尋 參天台五台山記 唐宋文書

研究成果報告書（様式F-19-1）

1. 研究開始当初の背景

中国を中心とする東アジア世界は、漢字や授業、仏教、律令など多くの点で共通の文化や制度を生み出し、発展させてきた。中でも仏教は、日本の社会や文化に大きな影響を与え、日本文化の骨格の一つを形成した。遣隋使や遣唐使による留学僧はもとより、それが停止した後も多くの日本僧が中国へ渡り、文化を学んで帰国した。これら僧侶の中には中国での体験を記録して、後世に伝えた者がいる。本研究で扱う唐代の円仁『入唐求法巡礼行記』や宋代の成尋『参天台五臺山記』がそれである。本研究では、この日記に取められる中国の公私文書を題材に、中国における彼らの生活を文書から明らかにしようとするものである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、日本僧侶の日記に見られる唐宋時代の文書を網羅的に集め、その内容や構造を分析するとともに、当該時代の文書携帯や文書行政について資料学の立場から考察することにある。まずは円仁『入唐求法巡礼行記』、成尋『参天台五臺山記』などに代表される日本僧の日記を網羅的に集め、その底本を確定する。次に、その日記に取められる文書を網羅的に集め、録文を作成する。さらに録文の文書の意味や内容を分析し、文書の形式や構造、流れを解明する。解明した文書を相互に比較検討するとともに、日記に残された文書の特徴を明らかにする。それによって、唐宋時代の文書の特徴を他の時代の文書と比較するとともに、日本や韓国など他のアジア地域の文書との比較の材料を提供する。

3. 研究の方法

本研究は5年間の計画で行われ、初年度は日記の調査と版本の確定をし、2年度は日記の中から公私文書を抜き出してその録文を作成し、3-4年度は文書そのものの分析を行い、最終年度の5年度は唐宋文書の比較をしてまとめる。日本僧侶の日記を使った研究はこれまでも数多くあるが、そこに取められる文書を使った研究は少なく、本研究の学術的な意義もここにある。そのためにはまず、日記の版本を確定してより原本に近いものを使い必要がある。また日記に取められる文書の数に十分には確定していないので、それを確定する。さらに内容分析についてはこれまでもいくつかの研究はあるが、本研究ではこれを僧侶の身分や待遇、さらには当時の文書行政との関係から明らかにする。そして最後に、円仁文書と成尋文書の比較をし、唐宋文書の違いを明らかにする。

4. 研究の成果

(1) 日記の版本

円仁『入唐求法巡礼行記』（全4巻）と成尋『参天台五臺山記』（全8巻）の原本は失われている。その後の版本については、各地の調査および書籍の購入によってその諸版本を網羅的に収集し、日記の底本を確定することができた。『入唐求法巡礼行記』は、1291（正応4）年に京都祇園の長楽寺の兼胤が書写した東寺観智院旧蔵本が最古の写本である。これを東洋文庫が

1926年に影印、出版しており、現存する最良の版本である。よって本研究ではこの東洋文庫の影印により東寺本を底本とし、ほかの版本を適宜、参照した。

『参天台五臺山記』は諸写本の中では東福寺所蔵の古写本が最も古く、奥書によれば承安元年（1171）に成尋の自筆本と校合した写本を底本として、承久2年（1220）に書写されたという。同本には「普門院」の印記があるので、円爾弁円（聖一国師）の蔵書であったことがわかる。この東福寺本も、1937年に東洋文庫が影印、複製しており、本研究ではこの東洋文庫が影印複製した東福寺本を底本とし、ほかの版本を適宜、参照した。

（2）公私文書の収集

円仁『入唐求法巡礼行記』には、円仁が書き残した公文書55件が掲載、収録されている。これら53件の文書の内訳は、状式文書が25件、帖式文書が6件、牒式文書が15件、勅式文書が1件、施舍疏文書が3件、答書が2件、覆問書が1件である。これらは唐代末期における文書研究の重要な資料である。25件の状式文書はすべて円仁から官庁へ送られた上行文書であるが、その用途や内容によって、5つの種類に分類した。1つは申状であり、自分たちの来歴や出身を報告した文書である。2つめは挨拶状で、円仁たちが官庁で謁見したときに上申した文書である。3つめは感謝状であり、官庁から賜物をいただいたときに出した文書である。4つめは懇請状で、食事や金品の援助を求める文書である。5つめは奉獻状であり、円仁たちが住んでいる寺院に対して、財物などを献上したときに上申した文書である。

円仁文書53件の発給時期に関して、時間的には3つの時期に分けられる。第1は円仁の入唐初期、揚州に到着し、台州天台山への求法を希望した時期。第2は、帰国の遣唐使船を下り、登州文登県の赤山法花院に滞在した時期。そして第3は円仁が長安に滞在した時期である。円仁はこれらの時期に、より多くの官庁や官員、寺院や僧侶と接触、交流し、交渉を行った。これが文書の発給、残存数に影響した。また円仁文書には、前述した公文書以外に、私的な内容の文書や書状も残されている。寺院に対する施舍や官僚の賜物に対する感謝、あいさつなど、より身近な日常生活や仏教交流に関する文書である。円仁の目的の一つである経典や曼荼羅の収集、書写に関して、そのための交渉や謝礼に文書が使われた。巡礼に係る旅費の工面も重要な活動の一つで、円仁は多くの官僚や官府から賜与を受けている。これも文書によってなされている。

（3）文書の内容分析

円仁文書のうち、第1、2期の文書について、より深く研究すると次のような側面が明らかになった。まず揚州文書は、主に円仁と揚州府とのやりとりであり、円仁は台州天台山で修行したいとの申請をしたが、結局、その申請は認められなかった。その理由は、彼が請益僧という短期滞在型の身分であり、天子の許可が得られなかったことによるものである。またもう一つの背景として、節度使藩鎮体制下における文書行政のあり方、すなわち藩鎮発給の文書が管轄外の地域においては通用しにくいという事情もあった。

次に登州文書は、円仁と登州の赤山法花院、新羅押衙所、文登県、登州府、押両藩使とのやりとりである。天台山修行の望みを絶たれた円仁は、登州文登県において帰国の遣唐使船を内

密で下船し、上陸を図った。その計画はひとまず成功したが、その後に県官から取り調べを受け、それが認められると五台山行きを申請して許可された。この時のやりとりが文書に残されており、彼は新羅の寺院と衙門の力を得て、申請を行った。また形式的ではあるが、最終的な許可はやはり節度使から天子に奏上したことが確認される。

以上の考察から、唐朝の文書行政システムがわかるとともに、同じ唐朝の文書行政システムでも、西方ソグド商人らの簡素な手続きと、東方日本僧侶らの厳格な手続きの違いを見て取ることができた。

第3期、長安滞在時期の文書は、主には仏教交流に関する内容が多く収められている。内容的には大きく2つに分かれ、1つは会昌の廃仏以前の仏教交流時期、2つめは会昌の廃仏後から帰国に至る帰途準備の内容である。1つめの文書群では、円仁が長安に到着し滞在が認められるまでの手続きや長安における各地の寺院を巡礼して、当地の僧侶と交流を深める内容に係る内容である。とくに前者では長安の仏教寺院を管轄する左街功德使とのやりとりが記されており、外国僧侶に対する唐朝の扱いの一端を知ることができる。また後者では長安の資聖寺、青龍寺、興善寺などにおける巡礼の実態や寺院の習慣などが具体的に記されていた。後半2つめの文書群は会昌の廃仏という仏教弾圧時期の文書であり、外国僧侶である円仁らも非常に厳しい扱いを受けたことが文書からもうかがうことができた。例えば、仏教教団に自らの履歴や芸業をすべて報告させられ、部屋内の状況も逐一報告しなければならなかったのである。その結果、円仁らは長安を離れて帰国する方針を選択し、通行証を取得して江南から出港地の山東へと向かったのである。

(4) 唐宋文書の比較

唐代における円仁文書と宋代における成尋文書を比較すると、大きな違いが明らかになった。1つは、身分の違いである。円仁は遣唐使という国家使節を離れ、ほぼ個人の自力で滞在与通交を申請し、文書を取得した。この点、成尋は当初は個人の身分であったが、のちには国家使節として扱われ、文書の内容も大きく違っている。2つめは、それに関わって、彼らの待遇も大きく異なり、円仁はあくまでも個人の巡礼者待遇であるが、成尋は日本使節の待遇を得た。これが円仁文書と成尋文書の違いに大きく表れている。

5. 参考資料

円仁文書一覧表：抜萃（揚州、登州）

時間(年月日)	形式	発信者	概要
I. 揚州時期			
①開成三年八月四日	覆問書	揚州府	円仁、円載らは台州に留まるか、それとも台州から長安等に行きたいか。
②開成三年八月四日	答書	還学僧圓仁 留学僧圓載	円仁の回答。師を尋ねて疑義を決する。師がいなければ長安、諸州を尋ねたい。 円載の回答。師に従って学問す

			る。師がいなければ、長安、諸州を尋ねたい。
③開成三年八月廿六日	(疏)	本国天台法花宗還学傳燈法師(円仁) 留学傳燈滿位僧(円載)	円仁、円載が開元寺に対し、沙金小四両を献納し、寺僧の空飯に供す。
II. 登州時期			
④開成四年七月廿四日	帖	文登県典王佐 主簿副尉胡君直 攝令戚宣員	文登県から青寧郷への帖。赤山院にいる円仁一行の現況を調査報告せよ。
⑤開成四年七月廿八日	状帖	日本国僧円仁	円仁の回答。来歴と隨身物の報告。今後は名山で修行したい。
⑥開成四年七月廿 日	状	赤山院知事僧法清	赤山院知事法清の回答。円仁に関する報告。涼しくなったら出発する意向あり。
⑦開成四年八月十三日	帖	文登県典王佐 主簿副尉胡君直 攝令戚宣員	文登県から青寧郷への帖。円仁らに関して州司の追勤があるから、その存否、動静を常に把握し、報告せよ。
⑧開成四年九月 日	牒	文登県典王佐	文登県から登州への牒。円仁らの動静を把握せよと通達したが、今まで報告がない。村正譚亶の処分を請う。
⑨開成四年九月三日	状	日本国僧円仁 青〔寧郷赤山〕村正	円仁から文登県への状。円仁は赤山院に留まり、春になったら巡礼したい。
⑩元和二年二月 日	牒	祠部令史潘倫 主事趙參 員外郎周仲孫	赤山院知事法清の祠部牒。諸州県での修行と通行のための公驗発給を許す。
⑪開成四年九月廿六日	牒	日本国延曆寺求法僧円仁	円仁から赤山院への牒。唐の格例に准じ、修行に係る通行の公驗を請う。
⑫開成五年正月十九日	牒	日本国求法僧円仁	円仁から赤山院への牒。春が来たので、諸処を巡礼し、仏法を学ぶことを請う。
⑬開成五年正月廿日	状	日本国求法僧円仁	円仁から登州軍事押衙・勾当新羅所張詠への状。諸処巡礼について取り計らいをお願いしたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 遠藤隆俊、楊浩然	4. 巻 59
2. 論文標題 円仁文書と求法巡礼の旅 - 唐代文書行政システムの観点から -	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 海南史学	6. 最初と最後の頁 1-26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 遠藤隆俊、張偉、岩城裕之	4. 巻 69
2. 論文標題 日中同形語「発達」の意味用法	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 高知大学学術研究報告	6. 最初と最後の頁 1-14
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 Endo Takatoshi and Masaki Taniguchi	4. 巻 17-1
2. 論文標題 The River, the Plain, and the State: An Environmental Drama in Northern Song China, 1048, By Ling Zhang.	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Journal of Asian Studies	6. 最初と最後の頁 99-100
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 2件／うち国際学会 1件）

1. 発表者名 遠藤隆俊
2. 発表標題 宋代史研究の総括
3. 学会等名 遼宋金国際シンポジウム（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 遠藤隆俊
2. 発表標題 宋代史研究の再前線
3. 学会等名 宋代史研究会（招待講演）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 遠藤隆俊（監訳）	4. 発行年 2023年
2. 出版社 汲古書院	5. 総ページ数 512
3. 書名 漢語文字学史	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計5件

国際研究集会 宋代史研究会（オンライン）	開催年 2021年～2021年
国際研究集会 宋代史研究会（オンライン）	開催年 2020年～2020年
国際研究集会 宋代史研究会	開催年 2019年～2019年
国際研究集会 国際遠宋金シンポジウム	開催年 2019年～2019年
国際研究集会 宋代史研究会	開催年 2019年～2019年

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
中国	中国社会科学院	安徽大学		
中国		安徽大学		
中国		中国社会科学院		
中国	復旦大学	安徽大学		
韓国	東國大学校			